

城東区民センターの申込手続きが変わりました！

平成 29 年 4 月 1 日から区役所附設会館使用料について制度が変更されました。予約の際は、以下の内容を確認した上で、申込手続きをおこなってください。

～使用料の納付について～

請求書記載の納付期限までに使用料を現金もしくはゆうちょ銀行振込にて前納して下さい。

(納付期限の日が休館日の場合は翌開館日が納付期限)

～振込先口座は下記のとおりです。～

| ・ゆうちょ銀行から振込 | | ・他の銀行から振込 | |
|-------------|----------------|-----------|----------------|
| □ 座 名 | 大阪市立城東区民センター | □ 座 名 | 大阪市立城東区民センター |
| 銀 行 名 | ゆうちょ銀行 | 銀 行 名 | ゆうちょ銀行(店名:〇九九) |
| □ 座 番 号 | 00990-0-236743 | □ 座 番 号 | (当座) 0236743 |

附属設備使用料は利用日当日、窓口で納付して下さい。

(※附属設備使用料を前納された場合、返金できませんのでご注意ください。)

ゆうちょ銀行で振込を希望される場合は、必ずお申し出ください。

納付後に使用する部屋や使用日時を変更する場合は、「取消申請書」に必要事項を記入して提出してください。

納付期限までに納付がない場合は、自動的に予約が取り消されますのでご注意ください。

～還付手続きについて～

使用料納付後に予約を取消する場合は、還付請求手続きをおこなうと下記のとおり使用料が還付されます。

| 施設 | 使用許可の取消しを申し出た日 | 還付する使用料の額 |
|-----|------------------------------|-----------|
| ホール | 使用日の3カ月前の日以前日 | 全額 |
| | 使用日の3カ月前の日の翌日～ 使用日の2カ月前の日 | 半額 |
| 諸室 | 使用日の1カ月前の日以前の日 | 全額 |

還付請求する場合は、「還付請求書」「使用許可書(写し可)」の提出が必要です。

窓口で請求する場合は、「使用許可書」と印鑑(シャチハタ不可)をご持参ください。

書類到着後から約1ヶ月程度で大阪市城東区役所から使用料が還付されます。

※還付先は、使用申込書の代表者の口座になります。(当施設で手続きをおこなった際、その他機関からの還付はありません!ご注意ください!)

～その他～

使用料納付の際の振込手数料、手続きにかかる郵送料⁽¹⁾はすべて使用者負担となります。

(1)「使用許可書」の受取りや還付請求する際の書類を取り寄せる場合などに発生する郵送料

お申込受付時間は、窓口は午後9時まで、FAXは午後8時までとなります。

※使用日当日は使用許可書(写し可)を必ずお持ち下さい。お部屋の時間帯追加・入場料有無の変更は当日まで、観覧席の変更は前日までとなります。

但し、使用許可書が無い場合は、変更ができませんのでご注意ください。